

令和4年度仙台市時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付要綱  
(令和4年7月20日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における新型コロナウイルスワクチン接種推進のため、医療機関が時間外又は休日に市内の集団接種会場へ医療従事者を派遣した場合に当該医療機関が負担する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第7条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 医療従事者 医師及び看護師等をいう。
- (3) 医師 新型コロナウイルスワクチン接種集団接種に従事する医師をいう。
- (4) 看護師等 新型コロナウイルスワクチン接種集団接種に従事する看護師、准看護師、歯科医師、救急救命士及び臨床検査技師をいう。
- (5) 集団接種会場 新型コロナウイルスワクチン接種のために市が設置した会場（県と共同で設置した大規模接種会場を除く。）をいう。
- (6) 時間外 標準として次に掲げる時間帯又は日をいう。ただし、標準によることが困難な医療機関については、その表示する診療時間以外の時間をいう。
  - ア 休日以外の日の概ね午前8時以前又は午後6時以降（土曜日にあつては、午前8時以前又は正午以降）
  - イ 休日以外の日を終日休診日とする医療機関における当該休診日
- (7) 休日 次に掲げる日をいう。
  - ア 日曜日
  - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - ウ 12月29日から1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、集団接種会場へ医療従事者を派遣する医療機関とする。

(補助金の交付対象)

第4条 この補助金の交付対象は、令和4年4月1日より令和5年3月31日までの間に

集団接種会場へ医療従事者を派遣した医療機関において負担した経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 休日・時間外に集団接種会場へ派遣する医療従事者に支給される経費（賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料）
- (2) 休日・時間外に集団接種会場へ医療従事者派遣を派遣することに伴い影響を受ける職員の経費（賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額から寄付金その他の収入を控除した額に別表の交付率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の寄付金その他の収入は、対象経費が重複するその他の補助金等を含むものとする。

（交付の申請及び実績報告）

第6条 規則第3条第1項の規定による交付の申請及び規則第12条第1項の規定による実績報告は、令和4年度仙台市時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要書類を添付の上、市長に提出して行うものとする。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとし、規則第6条及び規則第13条の規定による通知は、令和4年度仙台市時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付決定書兼額の確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（交付の条件）

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更または補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、令和4年度仙台市時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金事業変更承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止する場合には、令和4年度仙台市時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けなければならない。
- (3) 前2号の申請に対する承認は、令和4年度仙台市時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第5

号)により行うものとする。この場合、市長は、交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (4) 前号の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、令和4年度仙台市時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付申請取下書(様式第6号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 第7条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者が補助金の請求をするときは、令和4年度仙台市時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付請求書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項による請求を受けた場合は、その内容を精査し、適当であると認めるときには補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき  
(2) 交付を受けた補助金を他用途に使用したとき  
(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立入検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年7月20日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

(仙台市時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付要綱の廃止)

2 仙台市時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付要綱(令和3年12月21日健康福祉局長決裁)は、廃止する。

附 則 (令和4年10月11日改正)

この改正は、令和4年10月11日から実施し、令和4年8月7日から適用する。

附 則 (令和4年12月8日改正)

この改正は、令和4年12月8日から実施し、令和4年10月1日から適用する。

別表

基準額	補助率
次の職種ごとの時間単価に、職種ごとの集団接種会場で従事した総時間を乗じて得た額の合計額 医師 1人につき1時間当たり7,550円 看護師等 1人につき1時間当たり2,760円	10分の10以内